

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成30年12月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市道の駅ソレーネ周南

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人周南ツーリズム協議会

所在地 周南市大字戸田2713番地

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(参 考)

一般社団法人周南ツーリズム協議会の概要

1 目的

一般社団法人周南ツーリズム協議会は、道の駅施設を活用し、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化及び農林水産業の振興を図り、優れた周南ブランドを発掘するとともに、これらを通じ交流人口の拡大及び周南市の認知度向上に取り組み、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2 設立年月日 平成25年7月19日

3 所在地 周南市大字戸田2713番地

4 事業内容

- (1) 公共性の高い施設その他地域の活性化に資する施設の管理、運営及び事務の受託に関する事業並びに道路利用者の利便性の向上に関する業務
- (2) 農業振興、漁業振興、観光振興、地域活性化及び地域経済活性化に関する事業
- (3) 地場産品の開発及び販路拡大に関する事業
- (4) 住民福祉を目的とした調査及び支援に関する事業
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

5 組織等 (平成30年10月1日現在)

- (1) 役員 14人 (代表理事1人、副代表理事2人、理事8人、監事3人)
- (2) 職員 40人